

令和3年11月30日

特定非営利活動法人

埼玉消費者被害をなくす会 御 中

株式会社アルトルイズム代理人

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3丁目1番15号

福岡DKビル4階

小川松太郎法律事務所

弁 護 士 小 川 松 太 郎

TEL 092-724-5627

FAX 092-724-5628

〒810-0042

福岡市中央区赤坂1丁目5番11号

アバンダント89ビル602号室

阿部文明法律事務所

弁 護 士 阿 部 文 明

〒810-0023

福岡市中央区警固2丁目17番30号

ソロンけやき通りビル703号

中原宏治法律事務所

弁 護 士 中 原 宏 治

冠省 当職らは、貴会に対し、株式会社アルトルイズムの代理人として本書を差し上げます。

貴会による令和3年7月9日付回答書に対し、以下のとおり回答致します。

1 消費者契約法4条1項1号該当性について

貴会は、本件商品に関するウェブサイトの表示について、消費者契約法4条1項1号の不実告知等にあたると主張されています。

しかしながら、令和3年3月3日付書面にて回答したとおり、不実告知とは、重要事項について事実と異なることを告げることをいい、それは、真実又は真正ではないことであって、告知の内容が客観的に真実に反し又は真正でないことをいうものです。

当職らとしては、措置命令別表表示内容において、かかる不実告知に該当する箇所はないと考えております。

従前から求めているとおり、貴会において、かかる不実告知に該当する箇所があると主張されるのであれば、かかる箇所を具体的に特定して頂きますようお願い致します。

かかる不実告知の具体的な特定がない限り、当職らとしては、貴会からの本件申入等に対応できませんので、ご理解下さい。

上記理由より、アルトルイズムとしては、貴会からの本件申入等について応じる必要性はないと考えますが、念のため、貴会によるその余のご主張についても、次のとおり回答致します。

2 本件申入について

これについても、令和3年3月3日付書面にて回答したとおりです。

貴会は、本件申入が、被害回復裁判手続きの訴訟提起を行うか否かの判断の前提となるもので裁判の準備段階といえるため、被害回復裁判手続きに関する業務（消費者裁判手続特例法第65条2項1号）に該当すると主張されています。

しかしながら、かかる主張は、客観的な根拠のない独自の見解であり、当職ら

としては、到底納得できません。

また、貴会は、裁判手続きを行うことなく、事業者との交渉によって、消費者に対し、任意に金銭を返還した事例について、消費者庁が本制度を創設した効果の一つであると捉えていることをもって根拠になると主張されています。

しかしながら、上記事例は、事業者が自ら進んで、任意に、金銭を返還した事例であり、本件のごとく不実告知に該当するか否か争いになっている事案とは明らかに異なりますし、かかる事例に対する消費者庁の認識は、同法第65条2項1号の解釈とは無関係と考えます。

従いまして、貴会において、かかる主張を維持されるのであれば、当職らが納得できる客観的な根拠をご教示下さい。

3 公開の法的根拠について

これについても、令和3年3月9日付書面にて回答したとおりです。

貴会は、公開することは法の趣旨に反するものではなく、公益性がある等と主張されています。

しかしながら、本件で問題となっているのは、貴会において公開できる法的権限・根拠の有無であり、法の趣旨に反しない等との回答を求めているものではありません。

また、貴会は、不実告知取消が可能であることを情報提供することが必要であるとも主張されていますが、上記のとおり、不実告知に該当するか否か不明な段階で、かかる必要性があるとは考えられません。

従いまして、この点においても、貴会のご主張を維持されるのであれば、当職らが納得できる客観的な根拠をご教示下さい。

4 その他について

上記のとおり、不実告知にあたるか否か不明な状況において、何ら法的根拠もなく、本件申し入れを行い、その結果を公開する等との主張は、明らかに貴会の一方向的な解釈・主張です。

そのため、公開された結果、アルトルイズムにおいて損害が発生した場合には、当然に、貴会に対し、損害賠償請求を行わざるを得ませんので、その旨ご理解下さい。

以上